

二宮町子ども・子育て会議の運営及びスケジュールについて

1 背景

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援の新たな制度が始まります。

子ども・子育て支援法第 77 条において、町は条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

町では、平成 25 年 7 月に「二宮町子ども・子育て会議条例」を制定し「二宮町子ども・子育て会議」を設置しました。

2 子ども・子育て関連 3 法とは

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の 3 つの法律を「子ども・子育て関連 3 法」と呼んでいます。

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 認定こども園法の一部を改正する法律
- (3) 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3 子ども・子育て会議の審議事項

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育園の利用定員の設定に関する事。
- (2) 事業所内保育、小規模保育等の利用定員の設定に関する事。
- (3) 二宮町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事。

4 二宮町子ども・子育て支援事業計画

町は、国から示される基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める必要があります。

平成 27 年度から平成 31 年度までの計画を平成 26 年度に策定し、今年度はニーズ調査を実施します。

5 会議等のスケジュール

平成 25 年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					第 1 回 会議			第 2 回 会議		第 3 回 会議	
					調査票発送		集計・分析		県へ概要報告		報告書完成 県への報告

平成 26 年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(会議の開催時期・回数は未定)											
	子ども・子育て支援事業計画（素案）の作成						町民からの意見募集			計画策定	